

# 災害時等における有害化学物質等の調査に関する協定

災害時や平時の事故による化学工場などの損壊では有害化学物質等が流出し、大気や河川などが汚染するおそれがあります。迅速な環境調査は、速やかな汚染対策や市民等への情報提供につながります。本市では、市内環境計量証明事業者9者と協定を締結することにより、災害や平時の事故時等の環境調査の強化を図り、市民の安全・安心の確保と復旧従事者の2次被害の防止に努めます。

## 協定の概要

## 市内の化学物質取扱事業所

年間500kg以上の化学物質を取扱う事業所 約150事業所

## 災害対策本部の設置

火災

風水害

地震

大規模災害発生

建物損壊

石綿飛散

平時の事故等

有害化学物質等流出

大気汚染

水質事故

土壌汚染

気体排出口調査

避難所周辺調査

消防又は警察による規制区域外調査、敷地境界調査

## 調査物質

シアン化合物、カドミウム化合物、水銀化合物、有機塩素化合物、ダイオキシン類、石綿など

工場内は工場事業者が調査

排出水調査

河川調査

環境調査  
汚染対策指導

連携強化!!

協定

さいたま市

市内環境計量証明事業者

汚染対策  
情報提供

迅速な対策

市民の安全・安心の確保と2次被害防止